

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：木田、金崎 電話：222-3952)

件 名	(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る産業廃棄物処分業務委託
予 定 数 量	産業廃棄物（汚泥）：1, 0 0 0 k g 産業廃棄物（廃油）：1, 5 0 0 k g 産業廃棄物（廃酸）：5 0 0 k g 産業廃棄物（廃アルカリ）：1, 7 0 0 k g 特別管理産業廃棄物（揮発油類、灯油類、軽油類等）：5, 0 0 0 k g 産業廃棄物（廃プラスチック類）：2, 6 0 0 k g
契 約 期 間	令和9年4月1日 から 令和10年3月31日まで
契 約 条 件	欄外「(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る産業廃棄物処分業務委託仕様書」のとおり

(単価契約) 移動式拠点回収事業に係る産業廃棄物処分業務委託仕様書

1 目的

本業務は、京都市（以下、「本市」という。）が指定する産業廃棄物収集運搬業者（以下、「収集運搬業者等」という。）が搬入する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（ただし、本市が実施する移動式拠点回収事業にて回収した回収物であって、その性状を把握した下記3に示す種類に限る。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に従い、処分を行うことを目的とする。

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 予定数量及び性状

(1) 予定数量

産業廃棄物（汚泥）：1, 000kg

産業廃棄物（廃油）：1, 500kg

産業廃棄物（廃酸）：500kg

産業廃棄物（廃アルカリ）：1, 700kg

特別管理産業廃棄物（揮発油類、灯油類、軽油類等）：5, 000kg

産業廃棄物（廃プラスチック類）：2, 600kg

(2) 性状

性状等は以下のとおりである。

産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類
処分・再生の方法		焼却	焼却	焼却	焼却	焼却
特別管理産業廃棄物の種類		—	廃油	—	—	—
処分・再生の方法		—	焼却	—	—	—
適正処理に必要な情報	性状	泥状、粉状等	液状、泥状	液状	液状	固形状
	通常の保管状況下での性状変化	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無
	荷姿	密閉容器	密閉容器	密閉容器	密閉容器	密閉容器
	他の廃棄物との混合による支障	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無
	取扱い上の注意事項	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無
	環境計量証明書	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無	☐ 有・ ☒ 無

4 受託条件

本業務を受託しようとする者は、次の(1)及び(2)に示す内容の許可を受けていること。

- (1) 廃棄物処理法第14条第6項に定める許可を本市から受けており、当該許可の事業の範囲の「事業の区分」には中間処理が、「処分の方法」には焼却が、「産業廃棄物の種類」には汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類がそれぞれ含まれていること。
- (2) 廃棄物処理法第14条の4第6項に定める許可を本市から受けており、当該許可の事業の範囲の「事業の区分」には中間処理が、「処分の方法」には焼却が、「特別管理産業廃棄物の種類」には廃油（揮発油類、灯油類、軽油類及び次の表の物質が含まれているものに限る。）がそれぞれ含まれていること。

1	トリクロロエチレン、	2	テトラクロロエチレン、	3	ジクロロメタン、
4	四塩化炭素、	5	1,2-ジクロロエタン、	6	1,1-ジクロロエチレン、
7	シス-1,2-ジクロロエチレン、	8	1,1,1-トリクロロエタン、		
9	1,1,2-トリクロロエタン、	10	1,3-ジクロロプロペン、	11	ベンゼン

5 業務の内容

(1) 産業廃棄物の処理

ア 本市が移動式拠点回収事業において回収し、別途契約する収集運搬業者等が搬入する「石油類」、「医薬品・農薬」、「化学薬品・塗料・ワックス・絵の具」、「洗浄剤」、「使い捨てライター」の5品目（※）の処分（中間処理）を、4に示す許可を受けた施設において行うこと。

※ 性状に応じて産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに区分されて収納されている。

イ 受託者が、当該産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分について廃棄物処理法第14条第6項及び同法第14条の4第6項に定める最終処分業の許可を有していない場合は、当該許可を有している者に最終処分を委託し、最終処分を行うこと。

その場合、委託先が有する最終処分業の許可証の写し及び委託先に最終処分業を委託していることが証明できる文書（委託契約書の写し等）を本市の指示に従い、提出すること。

(2) 報告

以下のア及びイに示すものを1箇月ごとに本市に提出すること。

ア 3に示す産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類ごとに検定証又は基準適合証のある計量器にて重量を計量し、その重量を証明する書類

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

6 立入検査

本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者の敷地内及びその他の必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者はこれを拒むことができない。

7 委託料の支払い

本市は、受託者から 5 (2) イに示す報告を受け、その履行を確認し、適法な請求書を受領した後、30 日以内に受託者に当該請求金額を支払うものとする。

8 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、全て受託者の負担とする。

9 業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等の責任

本市の責に帰すべきものを除き、業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。全て受託者の責任において処理すること。

10 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、5 (1) イに示す委託については、この限りではない。

11 権利又は義務の譲渡の禁止

本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

12 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

13 その他

- (1) 受託者は、本委託契約書を交わす際、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、本業務の履行に必要な全ての許可証の写しを契約書に添付すること。ただし、受託者が 5 (1) イに示す委託を行う場合は、本契約書を交わす際、当該委託先が有する最終処分地の許可証の写しを合わせて契約書に添付すること。なお、本契約書を交わす時点で、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、本市の指示に従い、後日速やかに提出すること。
- (2) 契約解除を行う場合は、本市又は受託者いずれの責に帰するものであっても、受託者は契約を解除するまで間に受入れを行った産業廃棄物については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。
- (3) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (4) その他、契約書及び仕様書に記載なき事項については、協議により、その都度決定する。

産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地		☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法		☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力		☐ 許可証のとおり
※ 受託者が最終処分を委託する場合 最終処分地について、いずれか選択して☒を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載		
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること		
最終処分先の処理方法		
最終処分先の 施設の処理能力		